

岡山市販売促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている岡山市内の中小企業者及び小規模事業者が、経済活動の回復期において顧客を呼び戻すために行う販売促進の取り組みに対し、予算の範囲内において岡山市販売促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、必要な事項をこの要綱に定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項に規定する小規模事業者
- (2) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者（ただし、前号の小規模事業者を除く）
- (3) 商工団体 前条の目的を達するために補助金の交付を行う、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会及び岡山商工会議所をいう。
- (4) 商工団体の長 岡山北商工会会長、岡山西商工会会長、岡山南商工会会長、赤磐商工会会長及び岡山商工会議所会頭をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、以下の各号の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 主たる事業所が岡山市内にある小規模事業者又は中小企業者であること。
- (2) 申請者が営む事業の売上高について、令和2年2月から10月までの任意の1箇月の売上高が前年同月比20%以上減少していること。申請者が業歴3箇月以上1年未満の場合は、上記1箇月を含む過去3箇月の平均売上高等と比較して、20%以上減少していること。
なお、店舗拡大等前年同月との比較では売上げの減少が明らかであると判断できない場合は、合理的な手法により売上げの減少を確認するものとする。
- (3) 令和2年4月1日までに開業していること。
- (4) 次の表の補助対象者に該当し、かつ補助対象外の者に該当しないこと。

補助対象者	補助対象外の者
○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合） ○個人事業主の商工業者 ○以下の条件を満たした特定非営利活動法人 ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること ・認定特定非営利活動法人でないこと	○一般財団法人、公益財団法人 ○一般社団法人、公益社団法人 ○医療法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人 ○宗教上の組織若しくは団体 ○協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く） ○任意団体等 ○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業、水産業者についても同様） ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び6項から10項に規定する営業並びに当該営業に係る同条13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者

(5) 次のアからエに掲げる「補助金の支給を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しないものであること。

ア 個人または法人（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルスの影響を受けている市内事業者が、顧客を呼び戻すために行う、次の1号から4号までのいずれかの取り組み、又は複数を組み合わせた取り組みとする。

(1) 広告宣伝・広告デザイン作成委託（テレビCM、新聞広告、タウン誌広告、フリーペーパー掲載、ホームページ作成、Web広告等）

(2) クーポン・割引券のデザイン作成委託（左記に係る発送料、配信アプリ利用料を含む）

(3) ノベルティ・サンプル品等作成委託

(4) インターネット販売サイト出店料、展示会等出展小間料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(1) 既に当補助金の交付決定を受けている事業

(2) 岡山市外の事業所で行った事業

（補助対象期間）

第5条 補助事業は令和2年5月14日以降に着手し、令和2年11月30日までに完了しなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、商工団体が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は補助対象経費の額以内とし、小規模事業者においては10万円、中小企業者においては20万円をそれぞれ上限とする。

2 前項により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、岡山市販売促進補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて商工団体の長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼実施報告書(様式第2号)
- (2) 補助事業の実施が確認できる写真もしくは成果物
- (3) 事業の実施に要した経費の支払いを証する書類
- (4) 売上高の減少率が確認できる書類
- (5) 補助金振込口座の通帳の写し
- (6) 申請者が個人である場合は本人確認書類の写し

2 前項の申請受付期間は令和2年7月20日から令和2年12月25日までとする。ただし、郵送で申請を行った場合であって、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(補助金の交付の制限)

第9条 補助金の交付回数は同一の補助事業者について1回限りとする。

(交付決定及び額の確定並びに補助金の交付)

第10条 商工団体の長は、第8条に規定する補助金交付申請書兼交付請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により通知し、補助金を交付するものとする。

2 商工団体の長は、前項の審査の結果、交付することが不相当と決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 商工団体の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 第3条に規定する補助事業者の要件に該当しないとき
- (4) 補助金の交付に付した条件に違反したとき、又は本要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき

2 商工団体の長は、前項の取消しをした場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 商工団体の長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付期限は、当該返還及び納付の命令のなされた日から起算して30日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 商工団体は、前二項の場合において、やむを得ない事業があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業完了後も管理台帳等によりその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分申請書（様式第5号）を商工団体の長に提出し、その承認をうけなければならない。

3 商工団体は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を商工団体に納付させることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、商工団体の長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

補助対象経費

次の要件をすべて満たす必要があります。 ・顧客を呼び戻すために行う販売促進の取り組みに要する経費であること ・令和 2 年 5 月 14 日から令和 2 年 11 月 30 日までに支払った経費であること ・岡山市内の事業所（オフィス・店舗・工場等）における取り組みに係る経費であること		
経 費 区 分		内 容
A	広告宣伝費	商品やサービスの広告などのために支出する費用
B	販売促進費	商品やサービスを直接的に宣伝する費用
C	通信費	DM等の発送に要する費用
E	利用料・手数料	販売・サービスの提供に対して支払う利用料・手数料等

※次にあげる経費は補助の対象になりません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公租公課（消費税及び地方消費税，健康保険料や労働保険料等） ・ 継続的経費（家賃，駐車場代，光熱水費等） ・ 人件費（給与，役員報酬等） ・ 旅費・交通費・食糧費 ・ 文房具・事務用品等の消耗品費（はさみ，ペン，封筒，インクカートリッジ，CD/DVD，USB メモリ，電池等） ・ 通信費（切手代，携帯電話料金，Wi-Fi 使用料，インターネット回線使用料，プロバイダー料金等） ・ 商品券・プリペイドカード等の金券 ・ 自社で作成するチラシ・DM・パンフレット・ポスター・POP・割引券・試供品等の費用 ・ 支払にかかる手数料等（振込手数料，代引手数料，ネット決済手数料等） ・ 決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用，訴訟等のための弁護士費用等 ・ 各種保険料等 ・ 借入金の支払利息・遅延損害金，損失補填等 ・ 飲食・接待等にかかる費用 ・ 当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用 ・ その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費 ・ 上記以外の経費であっても，次に挙げるものは対象外となります。 令和 2 年 5 月 13 日以前に支払ったもの，及び令和 2 年 11 月 30 日に支払いが完了していないもの 取り組みに伴って発生したものではない経費 領収書や振込明細等の宛名が社名・代表者名・屋号以外のもの，領収書等の宛名が空欄のもの 法人名義又は代表者名義以外のクレジットカードで支払ったもの 一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品 グループ企業や関連会社，自社の役員や社員等に対して支払ったもの 手形・小切手・金券・商品券・ポイント等による支払いを行ったもの 他の取引と混在した支払いであって明細等で当該経費が判別できないもの 他の取引との相殺による支払いを行ったもの 領収書，振込データ，通帳等，支払いが確認できる書類が提出できないもの 国・県・市等，他の補助金の対象となっている経費
--